

幕別町告示第35号

幕別町公募型指名競争入札実施要綱（令和元年要綱基準等第48号）第6条の規定により、公募型指名競争入札（以下「入札」という。）について、次のとおり公告する。

令和7年4月18日

幕別町長 飯田 晴義

1 入札に付する事項

(1) 工事名	相川20号橋架替工事（下部工）
(2) 工事場所	中川郡幕別町字相川30番地3他
(3) 工期	契約締結日の翌日から令和8年3月23日まで
(4) 工事概要	橋長 L=50.7m、幅員 W=8.7m（地覆外縁間） ① 下部工 逆T式橋台2基、場所打ち杭（φ2000、L=18m）10本 ② 護岸工 一式 ③ 旧橋撤去 逆T式橋台撤去2基（直接基礎） ※ 週休2日対象工事
(5) 予定価格	事後公表とする。
(6) 最低制限価格	設定する（幕別町建設工事等契約の最低制限価格取扱要綱（平成23年要綱基準等第29号）第3条1項による。）。
(7) 入札参加形態	単体企業と特定企業体（幕別町建設工事等共同企業体運用基準（平成26年要綱基準等第31号）第2条第1項第1号の特定企業体をいう。以下同じ。）との混合入札とする。

2 入札参加条件に関する事項

(1) 入札参加資格	次の要件を全て満たしている者であること。 ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。 ② 令和7年度幕別町競争入札参加資格者名簿に「土木」で登録されている者であること。 ③ 幕別町競争入札参加者指名停止事務処理要領（平成17年要綱基準等第14号）に基づく指名停止を公告日から入札執行までの間に受けていない者であること。 ④ 幕別町公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年要綱基準等第30号）第3条で定める入札参加除外措置を受けていない者であること。
(2) 建設業許可	建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく「土木工事業」の許可を受けてから2年以上の営業年数を有すること。また、建設業法第3条第1項第1号及び第2号で定める一般建設業者又は特定建設業者であること。
(3) 同種工事の施工実績	過去10年以内（平成27年度以降）に契約額が50,000千円以上の「土木一式工事」を元請で施工した実績があること（共同企業体での施工実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 特定企業体の場合は、代表者が上記要件を満たしていること。
(4) 資格を有する技術者の配置	申請日以前に3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある監理技術者又は主任技術者（以下「主任技術者等」という。）を専任で配置できること。 特定企業体の場合は、全ての構成員が主任技術者等を専任で配置できること。
(5) 営業所の所在地	幕別町内に建設業法第3条第1項に基づく営業所（以下「営業所」という。）を有し、その営業年数が2年以上あること。

(6) 共同企業体の要件	特定企業体は、幕別町建設工事等共同企業体運用基準に基づき、次の要件を全て満たしていること。 【特定企業体の要件】 ① 構成員数は、土木工事業の許可を有する2者又は3者であること。 ただし、単体企業又は他の特定建設工事共同企業体の構成員として当該入札に参加する者でないこと。 ② 全ての構成員の出資比率が、2者の場合30%以上、3者の場合20%以上であること。 【構成員の要件】 ① 土木工事業の許可を受けた特定建設業者又は一般建設業者で、営業年数が2年以上あること。 ② 競争入札参加者の資格及び指名に関する規則（昭和58年規則第21号。以下「指名規則」という。）第11条に基づき、町内資格者として「土木A」又は「土木B」に等級格付けされた者であること。 【代表者の要件】 ① 施工能力及び出資比率が構成員中最大であること。 ② 土木工事業の許可を受けた特定建設業者であること。 ③ 経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。 ④ 単体又は共同企業体の代表者として同種工事を元請として施工した実績があること。 ⑤ 指名規則第11条に基づく町内資格者として「土木A」に等級格付けされた者であること。
(7) その他必要と認める事項	単体企業で申請する場合は、指名規則第11条に基づく町内資格者として「土木A」に等級格付けされた者であること。

3 入札参加申請に関する事項

(1) 公募期間	公告の日の翌日から令和7年5月14日（水）午後5時までとする。ただし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。
(2) 申請場所	幕別町企画総務部総務課契約管財係 中川郡幕別町本町130番地1 電話0155-54-6608
(3) 申請方法	申請書等各1部を申請場所へ持参すること。（郵送不可）
(4) 申請書	【申請書】 ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第1号） 【技術資料】 ② 同種工事施工実績書（様式第2号） ③ 同種工事の契約書の写し ④ 配置予定技術者調書（様式第3号） ⑤ 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）写し ※共同企業体の場合
(5) その他	① 提出資料の様式は、公募期間中にホームページ及び申請場所ですべて無料にて交付する。（メール、郵送等を行わない。） ② 概要図面及び契約条項は、公募期間中に申請場所において閲覧に供する。

4 指名通知等に関する事項

(1) 入札参加予定者の決定	幕別町入札参加者資格審査会において、入札参加資格及び申請書について審査し、入札参加予定者を決定する。
(2) 入札参加者の選考	幕別町指名競争入札参加者指名選考委員会において、提出された技術資料を指名競争入札参加者に関する指名基準等の評価基準に基づき評価し、選考する。

(3) 指名通知予定	入札参加者に対し、令和7年5月21日（水）付で指名競争入札通知書をメールにて送付する。
(4) 非指名通知予定	入札参加予定者とならなかった者及び指名しなかった者に対し、令和7年5月21日（水）付で指名されなかった理由を付した非指名通知書を郵送する。
(5) 非指名の説明を求める期限	非指名通知を受け取った者でその説明を求める場合は、令和7年5月28日（水）午後5時までに書面により、申請場所へ提出すること。
(6) 非指名の回答	非指名回答書により令和7年6月4日（水）までに郵送又はFAXで回答する。
(7) 指名の取消し	指名通知を受けた日から入札執行までの間に入札参加資格を失った場合又は申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになった場合は、指名を取り消すものとする。

5 入札に関する事項

(1) 入札執行日時	令和7年6月11日（水）午前9時00分を予定する。
(2) 入札執行場所	幕別町役場 2階 2-A・B会議室 中川郡幕別町本町130番地1
(3) 入札の方法	入札書持参による。（郵送等は認めない。）
(4) 入札保証金	免除する。
(5) その他	① 入札執行場所への入場は、構成員数を上限とする。 ② 再度入札は入札執行日に2回まで行う。 ③ 入札者が1者であっても入札は執行する。 ④ その他、競争入札心得に基づき入札を執行する。

6 契約に関する事項

(1) 前金払	前金払は、請負代金の10分の4を超えない範囲とする。 中間前金払は、請負代金の10分の2を超えない範囲とする。
(2) 部分払	部分払はしない。
(3) 契約保証金	免除する。
(4) 契約	地方自治法(昭和22年法律第96条第1項第5号の規定により幕別町議会の議決に付すべき契約のため、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、幕別町議会の議決を得た場合に本契約を締結する。

7 その他

注意事項	① 申請書提出によって入札意欲があるものとみなすが、指名が確約されるものではないので留意すること。 ② 申請書の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。 ③ 提出された申請書は返却しない。 ④ 提出された申請書は申請者に無断で使用しない。 ⑤ 提出された申請書の訂正、差替え、再提出等は原則認めない。（配置予定技術者の死亡等特別な理由がある場合以外は指名委員会の判断による。） ⑥ 配置予定技術者の変更は原則認めない。 ⑦ スケジュール 公募型指名競争入札の公告：令和7年4月18日（金） 申請書等の提出期限：令和7年5月14日（水） 資格審査会及び指名委員会：令和7年5月21日（水）予定 指名通知：令和7年5月21日（水）予定 入札：令和7年6月11日（水）予定 幕別町議会議決：令和7年6月19日（木）予定
------	---